

介護予防に関するアセスメントツール作成会議開催要綱

(趣旨)

第1条 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、介護予防の推進体制の強化を図るために、認知症や廃用性の進行を早期に発見し、心身の機能向上を目指す取り組みを進めることが必要である。そのためには、市内の医療・介護の関係者が集い、あらゆる視点から高齢者の状態像を捉え、適切なマネジメントができるツールを作成することが重要であることから、介護予防に関するアセスメントツール作成会議（以下「作成会議」）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 作成会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) アセスメントツール作成に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 医療・介護の各専門分野から、アセスメントの視点に関すること。
- (3) その他、アセスメントツール作成に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次の掲げる者のうちから、作成会議への参加を求めるものとする。

- (1) 医療分野として次に掲げる者（医療チーム）

生駒市医師会、生駒市歯科医師会、生駒市薬剤師会、訪問看護事業所

- (2) 介護分野として次に掲げる者（介護チーム）

生駒市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防通所介護事業所、介護予防訪問介護事業所

- (3) その他、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して作成会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 作成会議の参加者は、その互選により作成会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、作成会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、作成会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 作成会議の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第7条 作成会議の庶務は、介護保険課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行する。